

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は普通保険約款の特約条をご確認ください。

### 1 普通保険約款の補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(ケガ)に対して保険金をお支払いします。

(注)ケガには、身体外部から毒がたまったり有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

なお、国内旅行傷害保険のケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます(感染経路が食物摂取であることが特定された場合に限り)。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既に支払った後遺障害保険金額がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(死亡保険金から遺院保険金まで共通) ① 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運送貨物を持たない自動車または原動機付自転車を選んでいる間 イ. 道路交差点第65条第4項に定める酒気帯びた状態で自動車または原動機付自転車を選んでいる間 ウ. 暴風、大雨、へん、雹、雪、シナバーの影響により主要な道路が閉鎖された状態にある状態で自動車または原動機付自転車を選んでいる間 ④ 被保険者の既病、既往、病気または心身喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 競争、肉体的力行使、命、内臓の手術または遺棄 ⑧ 地震、噴火または雷火またはこれらによる津波 ⑨ 核燃物等または放射線等による有害な特性による事故 ⑩ 上記①以外の放射線照射または放射能汚染 ⑪ 被保険者が自衛防具(ヘルメット、アゼン、ザシ、ハンマー等)の取付具を使用したもの、ロックカイン等を使わず、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンタラプター操縦等の危険な運動を行っている事故 ⑫ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 前用(※)を除いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない)自動車または原動機付自転車を用いて道路より競技等(※2)に準ずる方法(※1)により、前用(※)を除いて競技等(※2)を行うことと同様の道路より競技等(※2)に準ずる方法(※1)により、自動車または原動機付自転車を使用している間(※3)です。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法(※1)により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ⑬ 車庫員とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート水オートバイ等を使います。 (※2) 競技等は、競技、競争、賽行し、これらに類する補償には交通関係の任意試験を目的とした試験における運転もしくは操縦を指します。 (2) もちろん、一歩一歩でも医学的無見識のないもの※3については保険金をお支払いできません。 など
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害所定の後遺障害が限度となります。	
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術を受けた場合 (注) 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 急性の医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金をお支払いの対象としません。 ・ 前歯処置 ・ 皮膚切開術 ・ アクリルドマン ・ 骨または関節の非腫瘍的または純徒手の整復術、整復固定術および控術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働省が定める先進的の医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。対象となる手術、医療行為および承認は別途定められます。 (※2) ①の診療行為に相当し、ホメオパシー等を用いた治療には必要に応じて、薬物、療法等の調整を施すものに限ります(診断、検査等前療的治療)と、治療行為および注射、点滴、薬物投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法(注)による診療行為を除きます。	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注) 入院とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限りです。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回対象とします。	
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 (注) 治療を伴わない薬物、診断書、処方箋等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	通院 × 通院日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日の通院が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	① テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ② 「天然気化油類特約」がセットされた場合、保険金をお支払いの対象となります。 ③ 被保険者が病状を訴えていない場合であっても、レントゲン検査、顕微鏡検査、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその状態を客観的に証明することができないものをいいます。

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注2) 保険金をお支払いする場合において、治療は医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。